

## お知らせ

### 福祉医療費受給者証(重度)更新の手続きを

福祉医療費受給者証(重度心身障がい者)をお持ちの方は9月30日で有効期限が満了となりますので、更新の手続きが必要です。

**申請期限** 9月29日(金)

**申請方法** 役場1階住民課で申請または郵送

※受給資格者により、持ち物が異なります。9月上旬にお送りする更新案内をよくご確認ください。

※有効期限が9月30日までの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、更新後の手帳をお渡しする際に福祉医療費受給者証もお渡ししますので、更新案内は送付しません。

申請・問住民課 ☎388-1115

### 家屋を新増築、取り壊しをしたときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の新増築や取り壊し、用途変更があったときは、お早めに税務課まで次の届け出をしてください。特に家屋の一部または全部を取り壊したときは、速やかに「家屋取壊届出書」の提出をお願いします。この届け出がないと家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。



### 届け出が必要な時とその届出書

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施)	・ 新築住宅に関する固定資産税の減額申告書 (未登記の場合は「未登記家屋取得届出書」も必要)	・ 住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき(※)	・ 家屋取壊届出書	・ 住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき(※)	・ 家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	・ 家屋用途変更届出書	・ 住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき(※)	・ 家屋取壊届出書 ・ 固定資産税減免申請書	・ 被災住宅用地の特例適用申告書
(6) 未登記家屋の所有者を変更するとき	・ 未登記家屋取得届出書	

※登記された家屋を取り壊した場合は、別途、法務局で滅失登記をする必要があります。

問税務課 ☎388-1112

ごみ・不用品でお困りのときは 笠松町許可業者

**TO MAKE EVERYDAY BETTER**

TAKASHIMA EISEI CO., LTD.

**(株)高島衛生**

岐南町平成6-110  
☎058-248-0089  
<https://t-eisei.co.jp>

LINE QR

**ひらたクリニック**

HIRATA CLINIC

内科・外科・肛門外科・脳神経外科

乳腺外科 マンモグラフィ・CT完備

TEL 058-387-3378 <https://hiracl.com>

QR